また、⑹ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑹2　連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（⑸9ａの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑹ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑹3　連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（⑸9ａの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、⑹ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも該当しないときは、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除く。）を、また、⑹ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑹4　［略］

⑹5　その他

ａ　［略］

ｂ　次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。

(a)　四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね３箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後３箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

また、⑹1ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑹3　連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（⑹0ａにより最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑹1ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑹4　連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（⑹0ａにより最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、⑹1ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも該当しないときは、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除く。）を、また、⑹1ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑹5　［同左］

⑹6　その他

ａ　［同左］

ｂ　［同左］

(a)　四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね３箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹1ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後３箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹1ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）